

千葉県報

号 外
令和 7 年 7 月 1 日

主 要 目 次

- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示
- 平成五年千葉県選挙管理委員会告示第四十四号の一部を改正する告示

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊 地 秀 樹

千葉県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別記第六十九号様式の五（その一）の備考4を次のように改める。

- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例に規定する金額までです。

別記第六十九号様式の五（その三）の備考4を次のように改める。

- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例に規定する金額までです。

別記第六十九号様式の五の二の備考4を次のように改める。

- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数は千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例に規定する作成枚数、それぞれの契約に基づく公費負担の限度額は同条例に基づいて算出された金額です。

別記第六十九号様式の六の備考4を次のように改める。

- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例に基づいて算出された作成枚数及び金額です。

別記第六十九号様式の七（別紙）その5の備考1を次のように改める。

- 1 (D) 欄には、千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例に基づいて算出した額を記載してください。

- 2 (D) 欄には、千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例に基づいて算出した額を記載してください。

千葉県選挙管理委員会告示第三十三号

平成五年千葉県選挙管理委員会告示第四十四号（選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額）の一部を次のように改正し、令和七年七月二日から施行する。

なお、改正後の平成五年千葉県選挙管理委員会告示第四十四号の規定は、この告示施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

令和七年七月一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊 地 秀 樹

一のへ中「五百円」を「千円」に改め、一のへを一のトとし、一の中「千円、」を「千五百円、」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、一の中を一のへとし、一の二中「一万二千元」を「二万三千元」に改め、一の二を一の中とし、一のハを一のニとし、一のロの次に次のように加える。

ハ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

三のイ中「船賃」の下に、「航空賃」を加え、「ロ及びハ」を「からニまで」に改め、三のロ中「一万円」を「二万円」に改める。

四中「一万円」を「一万五千元」に、「一万五千元」を「二万円」に改める。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八